

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	銃砲等所持許可ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課	
個人情報ファイル等の利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4本籍、5住所、6法人の名称、7法人の住所地、8銃の種別、9銃・クロスボウ番号、10許可証番号、11備付け銃、12申請受理日、13銃・クロスボウの所持歴、14用途、15同居親族の人数、16処分の種類、17処分年月日、18発生年月日、19事案概要、20処分・指示・命令の内容、21当該処分を実施した理由、22当該法条、23措置の有無、24広報の有無	
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課	
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1から7及び14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 千葉県総務部審査情報課 (所在地) 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1南庁舎1階
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—